

▼問合先
守谷保育園
☎ 45・4916



園庭解放、手形・足型を使った製作、月に一度看護師の健康相談や栄養士の栄養相談を行います。親子で楽しめる企画を用意しています。わかば学園のマスケット『わーたん』も参加をお待ちしています。

守谷保育園で子育て支援センター開始!!

▽日時 7月13日(土)
午後3時30分～7時
▽会場 まつやま保育園
※各会場駐車場なし
●まつやま保育園
模擬店、ゲーム、バザーや山車等で楽しめます。

▽日時 7月19日(金)
午後4時～7時
▽会場 土塔中央保育所・北園保育所

●土塔中央・北園保育所
暑間気を楽しみませんか?

保所(園)で夏祭りの

夏祭り開催

老 齢 基 礎 年 金

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

問合先

●日本年金機構 土浦年金事務所
☎ 029-824-7169 (請求手続・相続に関すること)
●市役所国保年金課 年金G 内線 105、106

20歳から60歳になるまで40年間の全期間、国民年金保険料を納めた方は、65歳から生涯に渡って満額の老齢基礎年金が受けられます。40年間に満たない場合は、期間に応じて減額されます。老齢基礎年金を受けるためには、保険料を25年以上納める(受給資格期間がある)ことが必要です。

年金は、自動的に支給が始まるわけではありませんので、ご自身で年金を受けるための手続き(裁定請求)を行う必要があります。

◎平成25年度老齢基礎年金額は、満額で786,500円(年額)です。

●受給資格期間

老齢基礎年金を受けるためには、次のような期間が原則25年以上必要となります。

- (1)国民年金保険料を納めた期間や保険料免除期間
- (2)国民年金の学生納付特例期間、若年者納付猶予期間
- (3)国民年金に任意加入できる方が任意加入しなかった期間の合算対象期間(カラ期間★)
- (4)昭和36年4月以降の厚生年金や共済組合等の加入期間
- (5)第3号被保険者期間(厚生年金や共済組合加入者の配偶者として扶養されている期間)

★**受給資格期間に算入できる合算対象期間(カラ期間)**とは…年金額には反映されない期間のため「カラ期間」と呼ばれています。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたことになります。主な合算対象期間(カラ期間)は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間などの次の①～④のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間です。

- ①厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者であった昭和61年3月以前の期間
- ②平成3年3月以前の学生であった期間
- ③昭和36年4月以降の海外在住期間
- ④厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間

◇カラ期間がある方は、年金の受給に結びつくこともありますので、年金事務所までお問い合わせください。

●支給開始年齢

老齢基礎年金は原則65歳からの受給ですが、希望すれば65歳前に繰り上げて減額された「繰上げ支給」の年金を受けることができます。ただし、支給を繰り上げた場合、「生涯減額された年金を受ける」「障害基礎年金を請求できなくなる」などの注意が必要です。また、66歳以降に増額された「繰り下げ支給」の年金を受けることもできます。

●老齢基礎年金の請求先

加入していた年金制度	請求先
国民年金の第1号被保険者の期間のみの方	市役所国保年金課
国民年金の第3号被保険者の期間がある方(夫または妻の厚生年金・共済年金の扶養に入ったことがある方)	土浦年金事務所

◇年金の請求に必要な書類は、受ける方の加入状況により異なりますので、請求する際はあらかじめ請求先でご確認ください。

●任意加入制度

60歳から65歳になるまでの間に国民年金へ任意加入し、65歳から受ける老齢基礎年金を満額に近づけることができる「任意加入制度」があります。

- ①年金額を増やしたい方は65歳までの間
 - ②受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間
 - ③外国に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍の方
- ◇平成20年4月1日から任意加入の方の納付方法は、口座振替が原則となりました。詳しくは、お問い合わせください。